○財務省告示第三百三十七号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十四年九月十三日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十四年十月二十六日

財務大臣　城島　正光

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第九回	十億円	百円九十銭
〃	第十回	四十億円	百円四十四銭
〃	〃	七十億円	百円四十六銭
〃	第十四回	三億円	百円十銭
〃	〃	十億円	百円十一銭
〃	第十五回	十億円	百円
〃	第十八回	三億円	九十九円七十五銭
〃	第二十回	二十億円	百一円十銭
〃	第二十一回	四百七十億円	百一円五十銭
〃	第二十二回	二十五億円	百二円三十四銭
〃	〃	一億円	百二円三十五銭
〃	〃	百億円	百二円三十六銭
〃	第二十三回	三十四億円	百二円四銭
〃	第二十四回	八億円	百二円四十一銭
〃	第二十五回	二十七億円	百一円三十六銭
〃	第二十六回	五十億円	百円八十四銭
〃	〃	二十九億円	百円八十五銭
〃	第二十七回	三億円	百円四十五銭
〃	〃	三十三億円	百円四十六銭
〃	第二十八回	二十七億円	九十九円五十銭
〃	第二十九回	二十五億円	九十九円十五銭
〃	第四十三回	十億円	百二円九十銭
〃	第四十四回	五十億円	百三円二十五銭
〃	〃	五十億円	百三円二十七銭
〃	〃	五十億円	百三円二十九銭
〃	〃	五十億円	百三円三十一銭
〃	〃	五十億円	百三円三十三銭
〃	〃	五十億円	百三円三十五銭
合計		千三百八億円	

○財務省告示第三百三十八号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十四年九月二十一日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十四年十月二十六日

財務大臣　城島　正光

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・十年）	第八回	二億円	百五円五十五銭
〃	〃	二十九億円	百五円七十銭
〃	第九回	二十二億円	百六円四十五銭
〃	第十回	百十二億円	百七円五銭
〃	〃	二億円	百七円九銭
〃	第十一回	十億円	百七円六十五銭
〃	第十二回	一億円	百七円九十四銭
〃	第十三回	百億円	百八円七十五銭
〃	第十五回	十億円	百九円六十四銭
〃	第十六回	五億円	百九円七十五銭
〃	〃	一億円	百九円八十四銭
合計		三百一億円	